

令和 3年 9月10日

関係各位

比企広域市町村圏組合
管理者 森田 光一

東松山斎場指定管理者
富士建設工業株式会社

緊急事態措置に基づく酒類の提供自粛について

平素は東松山斎場の運営について、ご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、埼玉県より緊急事態措置区域として決定された旨の通知がなされたことから、葬祭場についても酒類の提供自粛の要請がありました。

つきましては、酒類の提供自粛の要請を受け、当斎場においても下記期間は昼夜を問わず提供しないことといたしましたので、ご理解ご協力のほどよろしく願いいたします。

【酒類提供自粛期間】

※緊急事態宣言延長により、下記期間までとします。

令和3年8月2日(月)から令和3年9月30日(木)まで